

事務連絡
令和5年3月16日

パソコンの貸与について

島根県立大学松江キャンパス
教務学生課長

本学では、演習や講義のレポート、実習記録の作成、学内メールによる諸連絡、学生情報システムによる履修登録など、数多くの機会にパソコンを活用するため、入学者全員にノートパソコンの準備を推奨しておりますが、経済的な事情でパソコンが準備できない方への経済支援の一環として、パソコンの貸与制度を設けています。貸与を希望される場合は、下記により申請書等を提出してください。

1. 提出書類

- 提出書類： ①「パソコン貸与申請書」（様式第1号）
②「令和4年度所得課税証明書」（令和3年度分所得が表示されたもの）
※父母又はこれに代わって家計を支えている全ての者
③世帯全員の住民票

提出期限：2023年3月24日（金）必着

提出方法：郵送

注意事項：5. 貸与条件をご確認のうえ、書類を提出してください。

2. 貸与台数

5台以内

※貸与台数を上回る希望者があった場合は、所得金額が少ない方に決定します。

3. 貸与されるパソコン

大学で用意したノートパソコン（新品ではありません）。4月5日の学科別ガイダンスまでにお渡しします。

4. パソコン貸与決定通知

2023年4月以降に通知書をお渡しします。貸与の可否については、事前に電話でご連絡します。

5. 貸与条件

①家計要件を満たす方

父母又はこれに代わって家計を支えている者（主たる家計支持者）の、前々年の1月から12月の

間の市町村民税所得割が非課税である者

②貸与期間

パソコンの貸与を受けることができる期間は、次に該当する期間以内とする。学長が特に必要と認めた場合は、貸与期間満了月の翌月から1年以内で貸与を受けることができるものとする。

- (1) 人間文化学部の入学者は4年
- (2) 短期大学部の入学者は2年

③使用料等

パソコンの貸与期間中は、無償とする。

④使用上の義務

貸与を受けたパソコンに、ソフトを読み込んで서는ならない。ソフトの読み込みをする場合は、承認を得ること。

⑤賠償等の義務

貸与を受けたパソコンを毀損したときは、速やかにその旨を報告してください。

また、自己の責めに帰す理由により、パソコンを毀損したときは、パソコンを原状に復し、又はその損害を賠償すること。

⑥パソコンの返還等

次のいずれかに該当することとなったときは、直ちに貸与を受けたパソコンを返還してください。

- (1) 貸与期間が満了したとき
- (2) 休学したとき
- (3) パソコンの保守点検のために、返還を求めたとき

⑦貸与の取り消し

次のいずれかに該当することとなった場合は、貸与の決定を取り消します。

- (1) 退学をした場合
- (2) 除籍処分となった場合
- (3) パソコン貸与に関する大学指示に従わなかった場合
- (4) 故意に貸与したパソコンを毀損した場合
- (5) 自己のパソコンを所有することになった場合

提出先：

郵便番号：690-0044

住 所：島根県松江市浜乃木 7-24-2

島根県立大学松江キャンパス

教務学生課

T E L：0852-20-0216